

屋根の雪おろし費用を助成します

市内に住所を有し、自力では除雪することが困難で親族からの支援も受けられない世帯に対し、雪おろしを業者に依頼した場合の費用の一部を助成します。

【対象世帯】

ア 65歳以上の高齢者世帯

（高齢者のみ世帯、高齢者と障がい者のみ世帯、高齢者と児童のみ世帯、高齢者とひとり親世帯）

※児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方

イ 障がい者世帯

（障がい者のみ世帯、障がい者と児童のみ世帯、障がい者とひとり親世帯）

※障がい者とは、身体障害者手帳1級及び2級所持者、療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者

ウ ひとり親世帯

【助成対象経費】

- ・現に居住している住宅の屋根の除雪費用
- ・屋根の除雪に伴う必要最低限の避難路の除排雪

【助成額】

1世帯あたり1回20,000円。ただし、その年の降雪状況により、1世帯2回まで助成を受けることができます。除雪費用が助成額以下の場合はその額とし、助成額を超えた分は自己負担となります。

【作業実施者】

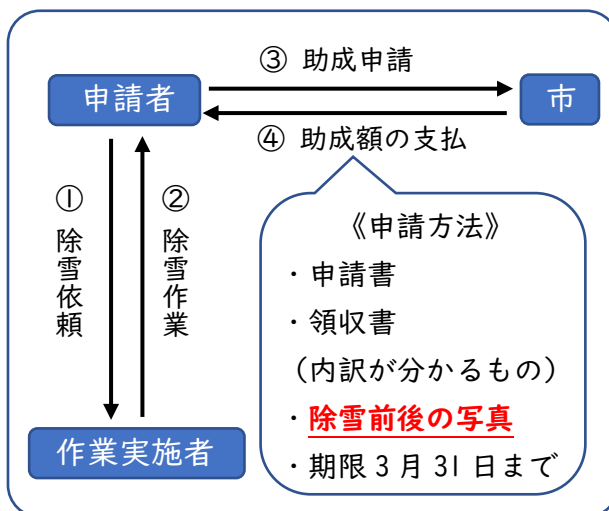
除雪の作業実施者に指定はありませんが、安全のため工務店、建設会社、大工（一人親方含む）等に依頼してください。
※親族や近所の方が行った作業に関しては助成対象となりません。

【注意】

作業中の事故などについては、利用者や作業実施者での対応となります。



【申請の流れ】



問合せ先

五泉市高齢福祉課 いきいき福祉係 ☎0250-43-3911